

令和7年4月1日以降の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（第7条第4項関係）

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

住宅建築物

区分		床面積の合計	手数料の額
建築物の用途	評価方法		
一戸建ての住宅	誘導仕様基準	200㎡未満のもの	15,000円
		200㎡以上のもの	16,000円
	仕様・計算併用法	200㎡未満のもの	22,000円
		200㎡以上のもの	25,000円
	標準計算法	200㎡未満のもの	30,000円
		200㎡以上のもの	34,000円
共同住宅等	誘導仕様基準	300㎡以内のもの	29,000円
		300㎡を超え、2,000㎡以内のもの	50,000円
		2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	92,000円
		5,000㎡を超えるもの	139,000円
	仕様・計算併用法	300㎡以内のもの	45,000円
		300㎡を超え、2,000㎡以内のもの	76,000円
		2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	133,000円
		5,000㎡を超えるもの	195,000円
	標準計算法	300㎡以内のもの	61,000円
		300㎡を超え、2,000㎡以内のもの	103,000円
		2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	175,000円
		5,000㎡を超えるもの	251,000円

非住宅建築物

区分		床面積の合計	手数料の額
評価方法	建築物の用途		
モデル建物法	工場等のみのもの	300㎡以内のもの	16,000円
		300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	23,000円
		1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	33,000円
		2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	85,000円
		5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	128,000円
		10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	159,000円
		25,000㎡を超えるもの	197,000円
	その他のもの	300㎡以内のもの	77,000円
		300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	99,000円
		1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	130,000円
		2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	211,000円
		5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	276,000円
		10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	332,000円
		25,000㎡を超えるもの	389,000円
標準入力法	工場等のみのもの	300㎡以内のもの	20,000円
		300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	27,000円
		1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	38,000円
		2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	91,000円
		5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	134,000円
		10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	166,000円
		25,000㎡を超えるもの	206,000円
	その他のもの	300㎡以内のもの	203,000円
		300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	255,000円
		1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	329,000円
		2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	470,000円
		5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	579,000円
		10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	685,000円
		25,000㎡を超えるもの	782,000円

令和7年4月1日以降の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（第7条第4項関係）

2. 評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料

建築物の用途	床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	—	4,100 円
共同住宅等	300 ㎡以内のもの	8,300 円
	300 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	17,000 円
	2,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの	40,000 円
	5,000 ㎡を超えるもの	71,000 円
非住宅建築物	300 ㎡以内のもの	8,300 円
	300 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	14,000 円
	1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	23,000 円
	2,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの	71,000 円
	5,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	113,000 円
	10,000 ㎡を超え、25,000 ㎡以内のもの	143,000 円
	25,000 ㎡を超えるもの	179,000 円

3. 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額。

4. 評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料

評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額。

お問合せ先
浦添市都市建設部建築指導課
住所：沖縄県浦添市安波茶 1-1-1
電話：098-876-1252 FAX：098-876-7071
Mail：kensinsa@city.urasoe.lg.jp